

中国個人所得税（総合所得） の確定申告

担当者：平出・羅

2019年12月に公布された「個人所得税総合所得の確定申告及び関連する政策問題についての公告」（財政部 税務総局公告 2019年第94号）と「2019年度個人所得税総合所得の確定申告事項についての公告」（国家税務総局公告 2019年第44号）に基づく2019年分所得についての中国での確定申告手続きは、もともと3月1日から6月30日その申告期限としていましたが、新型コロナの影響で税務当局による実際の申告受付が4月にずれ込んだ地域が多くみられました。現在では窓口での申告書提出の方法のほか、アプリを使つての申告方法と合わせて受付が行われています。

昨年2018年度までは親会社からの出向者・駐在員についてはほとんどのケースではいわゆる「12万元申告」手続きにより年間税額の過不足の有無にかかわらず翌年の1月から3月末日までの間に年度の申告手続きが必要でしたが、新しい中国個人所得税法のもとで行われる「個人所得税総合所得の確定申告」手続きでは申告の要否・申告の内容がこれまでとは異なるものになっています。

■ 給与所得の税金計算方法

2018年までの中国の個人所得税の計算は、居住者であっても非居住者であっても月単位の所得を基に税金を計算し納税する方法が採られてきました。したがって毎月正しく計算をして申告すれば、一納税年度完了後における再計算・再調整は不要でした（12万元を超える所得者の年度申告制度はありましたが、これも計算の誤りや複数の所得がある場合以外は12か月間の申告額を合計するのみで追加納付や還付等はない）。

これに対して、2019年1月1日より実施されている改正後の個人所得税法では、『居住者』については給与所得、役務報酬所得、原稿報酬所得、特許権使用料所得の4項目の所得を「年間総合所得」として計算、『非居住者』については従前の方法に近いところで所得種目ごとに月単位または一回毎に個別計算することが規定され、総合所得のひとつである居住者の給与所得について、初めて年収ベースでの計算という考え方が採り入れられることになりました。

居住者（中国公民及び暦年での中国居住183日を超える外国籍人）に毎月支給される給与にかかる個人所得税は、源泉徴収義務者である雇用者（給与支払者）が下記の「累計予定納付法」により個人所得税を源泉徴収して、月次予定納税手続きを行っています。

「累計予定納付法」の計算式：

①累計予定納付課税所得＝

累計収入－累計基礎控除－累計専項控除（法定社会保険・住宅積立金）－累計特別附加控除－規定に基づくその他の控除累計額

②当月予定納税額＝

（累計予定納付課税所得×予定納税率－速算控除額）－前月までの累計予定納税額

■ 総合所得の確定申告の内容とその計算式

2019 年度確定申告による追加納付額（または還付額）＝

（年度課税所得額*適用税率-速算控除額）-2019 年度の累計予定納税額

※ 年度課税所得額＝（年度総合所得額 - 年間基礎控除額 60,000 円 - 法定社会保険・住宅積立金の特別控除額 - 子女教育費・住宅ローン等の特別付加控除額 - その他法律に定められた控除）

■ 確定申告手続きを行う必要がない納税人

以下のような状況がある場合には、確定申告手続きは不要とされています。

- （１）税金の追加納付が必要であるが年間の所得が 12 万円を超えない場合
- （２）年間所得を基にした計算により追加納付すべき税額が 400 円を超えない場合
- （３）毎月の予定申告税額と年度の納付すべき税額が一致している場合、または過払い分の税金の還付の申請をしない場合

上記（３）のとおり、毎月の給与についての申告が正しく行われており、総合所得に該当する所得が他にない状況であれば、この確定申告手続きは行う必要は無いこととなります。

■ 確定申告手続きが必要な納税人

- （１）2019 年度の総合所得が 12 万円を超えて、かつ追加納付すべき税額が 400 円以上の場合。

これには 2 か所以上から所得を得て、その合算後の金額にかかる確定申告納付税額が予定申告により納付していた税額より大きくなる場合を含む

- （２）2019 年度の予定納付額が年度確定申告で納付すべき税額より大きく、過大納付額について還付を申請する場合

これには以下のような場合を含む

- ・ 2019 年の総合所得税額が免税点の 6 万円以下であるにもかかわらず、月次での予定納付額がある場合
- ・ 4 つの所得を合算した場合の税率が確定申告で適用される税率より高い場合
- ・ 予定申告納付の際に、基礎控除費用、特別控除、特別付加控除、その他法律に定める控除を適用していなかった場合、または月次ベースでは満額で控除をしていない場合
- ・ 総合所得の優遇措置を受けていない、または満額で受けていない場合 など

■ 控除申請または不足額の追加控除申請ができる項目

- （１）納税人及びその配偶者、未成年の子女の 2019 年に発生した条件に符合する大病医療支出
- （２）2019 年に未申請または満額で控除を受けていない子女教育、継続教育、住宅ローンまたは住宅家賃、老年両親に関する特別付加控除その他の控除項目
- （３）2019 年中に発生した条件に符合する公益性寄付金支出

■ 確定申告期間

- ・ 原則 2020 年 3 月 1 日から 6 月 30 日まで
- ・ 中国境内に住所が無い居住者（2019 年の滞在期間が 183 日超）で 3 月 1 日以前に出国する納税人は出国前に手続き可能

※ なお、2019 年暦年での中国滞在が 183 日未満の「非居住者」はこの総合所得についての確定申告手続きをすることができず、2019 年度分についての修正等の手続きは 2020 年 1 月 15 日までにを行う必要があり、この期限を過ぎてからの申告は期限後申告手続きとなります。

※ また、2021 年までの経過措置として適用可能な「一回性賞与の計算式」を使って申告する賞与は確定申告の対象となる総合所得には含まれないことになっています。

■ 申告手続き

- （1） 確定申告手続きは納税者自らが手続きする（自行申告）
- （2） 給与賃金または連続して労務報酬を支給する源泉徴収義務者が申告を代行
- （3） 税務関連専門サービス機関その他の組織・個人（受託者）に依頼して代行

申告期限の 6 月 30 日まで残すところあと 1 か月となりました。

申告が必要な方は忘れずに手続きを行ってください。

以上